

## 第2章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1 ごみの分別区分

本市では、平成16年度から分別区分の大幅な見直しを行い、11種15分別による分別を開始しました。近年の燃やさないごみへのリチウムイオン電池などの混入による発火が後を絶たず、収集車両や清掃施設に大きな損害を及ぼす危険性があることから、安全な処理体制を構築するため、令和6年4月より新たに発火性危険物としてリチウムイオン電池等の収集を開始しており、現在は12種16分別にて収集を行っています。

また、本市では燃やせるごみ、燃やさないごみ及び資源物の一部について、指定収集袋を導入しています。

現在のごみの分別区分を表2-1に、指定袋の種類等を表2-2に示します。

表2-1 ごみの分別区分

No.	区分	分別区分	内容（主なもの）	
1	生活系ごみ	資源物	資源プラスチック	識別マークの付いたプラスチック製の容器や包装物
2			資源ペットボトル	識別マークのついた飲料、酒類、しょう油、みりんなどのボトル
3			資源カン	飲料、缶詰などのスチール・アルミ缶
4			資源ビン	飲料用のビン、化粧品のビン（乳白色は除く。）
5		資源紙	雑誌（雑がみ）	雑誌、古本、雑がみ（菓子箱など）
6			新聞	新聞紙、広告、チラシ
7			紙パック	牛乳などのパック
8			ダンボール	ダンボール箱など
9		資源布	古着	着られる状態の衣類
10			古布	シーツ、タオル、毛布など
11	家庭系ごみ	燃やせるごみ	生ごみ、資源物以外の紙・布くず、木片・小枝、革製品など	
12		燃やさないごみ	資源物以外のプラスチック製品、金物類、ガラス類、せともの類	
13		蛍光管類	蛍光管、蛍光電球、体温計（水銀使用）	
14		発火性危険物	リチウムイオン電池などの充電電池、乾電池、充電式小型家電製品、ライター、スプレー缶、カセット式ガスボンベ	
15		粗大ごみ	原則、一辺が60cm以上のもので品目ごとに定めたもの	
16		取扱困難物	タイヤ、バッテリー、消火器、パソコン、家電4品目	

表2-2 指定ごみ・資源物収集袋

種類	色	容量（単位：L）
燃やせるごみ	赤（半透明）	10、20、30、45
燃やさないごみ	青（半透明）	20、30、45
資源物	黄（半透明）	20、30、45

参考：燃やせるごみ及び資源物については、事業用として坂戸市商工会において90Lサイズの認定指定袋を作成し、販売しています。

## 2 ごみの排出方法

生活系ごみは、市内2,548か所（令和6年度現在）に設置された集積所への排出、ごみ処理施設への直接搬入等により排出することとなっています。

区分別の排出方法を、表2-3に示します。

表2-3 区分別排出方法

No.	区分	分別区分	排出時間	排出方法（指定袋）	
1	生活系ごみ	資源物	午前8時30分まで	指定袋（黄）	
2					資源プラスチック
3					資源ペットボトル
4					資源カン
5		資源紙		雑誌（雑がみ）	分別項目ごとにひも等で束ねて排出
6				新聞	
7				紙パック	
8				ダンボール	
9		資源布		古着	指定袋（黄）
10				古布	
11	家庭系ごみ	燃やせるごみ	指定袋（赤）		
12		燃やさないごみ	指定袋（青）		
13		蛍光灯類	購入時のケース又は新聞紙に包み排出		
14		発火性危険物	市販の無色透明な袋		
15		粗大ごみ	指定時間	事前予約による有料の戸別収集又は東清掃センターに自己搬入	
16		取扱困難物	直接搬入	東清掃センター、西清掃センターに自己搬入	

### 3 収集運搬の現状

#### (1) 生活系ごみの収集・運搬

生活系ごみの収集・運搬は、市内を4地区に分けた収集区域を設定し行っています。

収集地区及び収集・運搬の実施状況は、表2-4、表2-5に示します。

表2-4 収集地区

区分	地区	
A-1地区	坂戸地区	本町、仲町、元町、泉町、泉町二丁目・三丁目、芦山町、薬師町、溝端町、末広町、鎌倉町、清水町、柳町、山田町、八幡一丁目・二丁目、大字坂戸
A-2地区	三芳野地区	紺屋（東坂戸団地を除く）、中小坂、横沼、小沼、青木
	勝呂地区	石井、島田、赤尾、塚越、戸宮、栄
	坂戸地区	緑町、南町、千代田四丁目7番（若葉台団地）、上吉田、片柳、片柳新田
B-1地区	三芳野地区	東坂戸団地内の紺屋、東坂戸一丁目・二丁目
	坂戸地区	日の出町、花影町、三光町、中富町、関間一丁目から四丁目、千代田一丁目から五丁目（若葉台団地を除く）、浅羽、浅羽野一丁目から三丁目、粟生田
	大家地区	けやき台、西坂戸一丁目から五丁目
B-2地区	坂戸地区	伊豆の山町
	入西地区	新堀、堀込、小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、今西、金田、沢木、東和田、新ヶ谷、戸口、中里、塚崎、北峰、北大塚、にっさい花みず木一丁目から八丁目
	大家地区	森戸、多和目、四日市場、厚川、萱方、欠ノ上、成願寺、鶴舞一丁目から四丁目

表2-5 収集・運搬の実施状況

No.	区分	分別区分	収集頻度	収集形態	収集方法				
1	生活系ごみ	資源物	資源プラスチック	週1回	委託	ステーション方式※			
2			資源ペットボトル	隔週1回					
3			資源カン						
4			資源ビン						
5			資源紙				雑誌（雑がみ）	月2回	
6				新聞					
7				紙パック					
8				ダンボール					
9			資源布	古着			-	-	-
10				古布					
11	家庭系ごみ	燃やせるごみ	週2回	直営	事前予約による有料の戸別収集又は東清掃センターに自己搬入				
12		燃やさないごみ	隔週1回						
13		蛍光灯類	月2回						
14		発火性危険物							
15		粗大ごみ	指定時間			直営	事前予約による有料の戸別収集又は東清掃センターに自己搬入		
16		取扱困難物	-			-	東清掃センター、西清掃センターに自己搬入		

※「ステーション方式」

ごみを複数の世帯で利用する集積所に集めて収集する方式のこと。

## （2）粗大ごみ収集・ふれあい収集

また戸別収集で、粗大ごみ収集（原則として一辺60cm以上のもの）と、ふれあい収集（集積所への排出が困難な高齢者や障害者が対象）を実施しています。実施状況を表2-6、表2-7に示します。

表2-6 粗大ごみ収集の実施状況

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
粗大ごみ収集件数	3,968件	3,835件	3,581件	3,599件	3,322件

表2-7 ふれあい収集の実施状況

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
高齢者	利用者数	236人	272人	304人	312人	297人
	利用回数	8,507回	9,619回	11,165回	10,933回	11,094回
障害者	利用者数	8人	7人	8人	4人	5人
	利用回数	338回	359回	302回	189回	215回

### （3）事業系ごみの収集・運搬

事業系ごみは、「廃棄物処理法」第3条において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しており、事業者から排出される一般廃棄物については、生活系ごみと同様に分別されたごみ・資源物に限り、指定袋又は認定指定袋（P14参照）を利用することを基本に有料で西清掃センターと東清掃センターで受け入れています。

収集・運搬に際しては、直接施設へ搬入するか、一般廃棄物収集・運搬許可業者へ処理を依頼することとしています。また、「坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、事業系ごみを多量に排出する者に対し、運搬方法や場所など必要な事項を指示できることとしています。

### （4）ごみ排出量の推移

過去5年間のごみ排出量の推移を、表2-8に示します。

本市のごみ総排出量は令和2年度から令和5年度にかけて減少傾向にあります。令和6年度では前年度から0.2%増加しましたが、この主要因は、燃やせるごみが増加したことによります。

これに比例して、生活系ごみ及び事業系ごみ排出量も同じ傾向を示しています。一方で、資源物は令和6年度まで年々減少傾向となっています。ごみ種別排出量の推移は燃やせるごみが一番多く、総排出量の約70%を占めています。

1人1日当たりごみ排出量は、令和2年度から令和5年度にかけて年々減少しており、約9%減少しています。令和6年度は前年と比較してほぼ横ばいの708g/人・日となりました。

表2-8 ごみ排出量の推移

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
燃やせるごみ	t	19,781	19,510	19,368	18,589	18,714
燃やさないごみ	t	1,828	1,563	1,420	1,253	1,254
粗大ごみ	t	1,469	1,350	1,259	1,333	1,339
廃乾電池	t	25	20	20	20	－
蛍光管類	t	9	8	6	4	1
発火性危険物	t	－	－	－	－	34
小型充電式電池等	t	－	0.1	0.4	0.3	－
充電式小型家電等	t	－	2	7	9	－
資源物	t	5,284	5,085	4,796	4,543	4,435
資源プラスチック	t	1,540	1,507	1,453	1,374	1,347
資源カン・ビン	t	924	869	814	784	741
資源ペットボトル	t	346	351	349	347	358
資源紙	t	2,136	2,029	1,893	1,763	1,720
資源布	t	338	329	287	275	269
使用済小型家電	t	0.2	0.2	0.2	0.1	－
取扱困難物	t	－	－	－	11	33
排出量合計	t	28,396	27,538	26,876	25,762	25,810
生活系	t	23,752	22,913	22,375	21,372	21,381
事業系	t	4,644	4,625	4,501	4,390	4,429
1人1日当たりの排出量	g/人・日	774	754	737	707	708

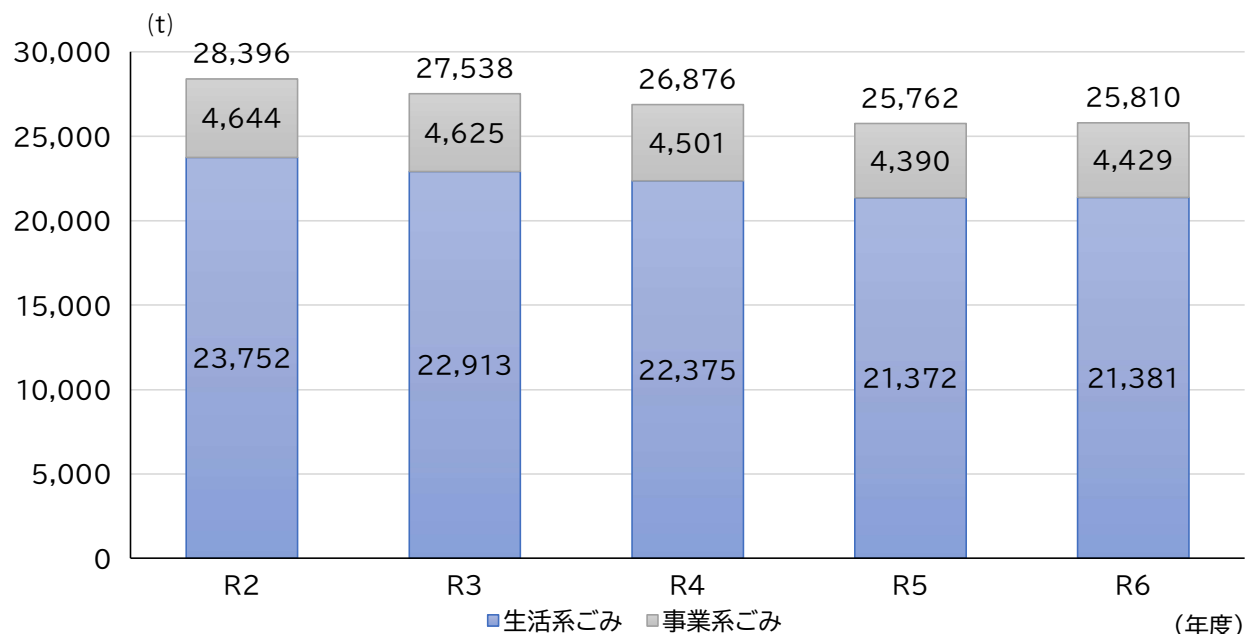


図2-1 ごみ排出量の推移

## (5) 生活系ごみ排出量の推移

過去5年間の生活系ごみ排出量は、令和6年度に燃やせるごみがわずかに増加傾向に転じていますが、減少傾向で推移しており、令和2年度と比較すると、令和6年度は10%減少しています。その他の品目についても減少傾向で推移しています。生活系ごみ排出量の推移を表2-9に示します。

表2-9 生活系ごみ排出量の推移

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
燃やせるごみ	t	15,291	15,030	14,998	14,340	14,438
燃やさないごみ	t	1,809	1,549	1,407	1,238	1,232
粗大ごみ	t	1,424	1,297	1,206	1,291	1,297
廃乾電池	t	25	20	20	20	—
蛍光管類	t	9	8	6	4	1
発火性危険物	t	—	—	—	—	34
小型充電式電池等	t	—	0.1	0.4	0.3	—
充電式小型家電等	t	—	2	7	9	—
資源物	t	5,194	5,007	4,731	4,459	4,346
資源プラスチック	t	1,471	1,445	1,408	1,335	1,311
資源カン・ビン	t	915	863	807	776	731
資源ペットボトル	t	343	349	347	345	355
資源紙	t	2,127	2,021	1,882	1,728	1,680
資源布	t	338	329	287	275	269
使用済小型家電	t	0.2	0.2	0.2	0.1	—
取扱困難物	t	—	—	—	11	33
排 出 量 合 計	t	23,752	22,913	22,375	21,372	21,381
生活系1人1日当たりの排出量	g/人・日	648	627	613	586	587
家庭系1人1日当たりの排出量	g/人・日	506	490	484	464	468

## (6) 事業系ごみ排出量の推移

過去5年間の事業系ごみ排出量の推移は、令和6年度にわずかに増加傾向に転じましたが、減少傾向で推移しています。令和2年度と比較すると、令和6年度は4.6%減少しています。事業系ごみ排出量の推移を表2-10に示します。

表2-10 事業系ごみ排出量の推移

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
燃やせるごみ	t	4,490	4,480	4,370	4,249	4,276
燃やさないごみ	t	19	14	13	15	22
粗大ごみ	t	45	53	53	42	42
資源物	t	90	78	65	84	89
資源プラスチック	t	69	62	45	39	36
資源カン・ビン	t	9	6	7	8	10
資源ペットボトル	t	3	2	2	2	3
資源紙	t	9	8	11	35	40
排 出 量 合 計	t	4,644	4,625	4,501	4,390	4,429
一日当たりの排出量	t/日	12.7	12.7	12.3	12.0	12.1

## (7) 国・県・第4次計画（中間年次改訂版）の目標値との比較

本市の実績と、国・県・第4次計画（中間年次改訂版）の目標値との比較を表2-11に示します。

表2-11 国・県・第4次計画（中間年次改訂版）との目標値との比較

指 標	実績値	目標値		
	R6年度	第4次計画 (中間年次改訂版)	埼玉県 (R7目標)	国 <sup>※1</sup> (R12目標)
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	587g/人日	601g/人日	—	約564g/人日 <sup>※2</sup>
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	468g/人日	—	440g/人日	約478g/人日
事業系ごみの排出量	4,429t	5,151t	—	—
リサイクル率	25.8%	28%以上	33.6%	約26%
1人1日当たりごみ焼却量	551g/人日	—	—	約580g/人日
最終処分量	978t	—	—	約5%削減
最終処分率	3.8%	3%以下	—	—
1人1日当たりの最終処分量 (一般廃棄物)	27g/人日	—	28g/人・日	—
年間の食品ロスの量	1,834t	—	24万t	—

※1 国の目標は令和4年度比の目標値です。

※2 国の目標は令和4年度比約9%削減であることから、国の令和4年度実績620g/人日から9%削減した値を掲載しています。

## 4 中間処理の現状

燃やせるごみは、西清掃センターの焼却施設で焼却しています。燃やさないごみ及び粗大ごみは、東清掃センターの粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理され、鉄・アルミを資源化しています。発火性危険物は、東清掃センターへ搬入後、障がい者団体へ引き渡され選別し、委託業者により資源化されます。資源物は、東清掃センター（一部、西清掃センター）へ搬入し、一時保管後、委託業者により選別し、資源化しています。

### （1）ごみ焼却施設

現在、西清掃センターの焼却施設が稼働しており、東清掃センターの焼却施設については、ごみ減量の成果により平成18年度から休止しています。

また、西清掃センターについては、施設稼働から30年が経過しています。全体的な設備の損傷と経年劣化による老朽化が進んでいたため、平成26年9月25日から平成29年3月24日までを工期とし、焼却施設基幹的設備改良工事を実施しました。

この工事により施設の機能回復（灰溶融炉<sup>※</sup>を除く）を行い、工事完了後おおむね15年間の焼却施設の延命を図りました。

各施設の概要を表2-12、表2-13に示します。

表2-12 西清掃センターごみ焼却施設の概要

項目	内容
施設名称	坂戸市西清掃センター
施設所管	坂戸市
所在地	坂戸市につさい花みず木一丁目5番地
竣工年月	平成6年7月
処理能力	80t/24h（40t/24h×2炉）ストーカ方式
敷地面積	10,000㎡
主な経過	H6.7焼却施設（80t/24h）及び灰溶融炉（9.6t/24h）を建設
	H14.4焼却灰をセメント原料として資源化を開始
	同時に西清掃センターの灰溶融炉を休止
	H26.9～H29.3基幹的設備改良工事を実施 余剰蒸気を利用した小型蒸気発電機（最大出力160kWh）を設置

※ 灰溶融炉は、焼却灰等を高温で溶かし（無害化し）、ガラス粒状のスラグにする設備ですが、現在、焼却灰等はセメント原料として資源化していることから、西清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事では灰溶融炉の機能回復はしていません。

表 2-13 東清掃センターごみ焼却施設（休止中）の概要

項目	内容
施設名称	坂戸市東清掃センター
施設所管	坂戸市
所在地	坂戸市大字赤尾2292番地
竣工年月	昭和62年3月
処理能力	70t/24h（35t/24h×2炉）ストーカ方式
敷地面積	29,049㎡
主な経過	S62.3焼却施設を建設（70t/16h）
	H14.3焼却施設ダイオキシン対策整備工事完了 （70t/16h→70t/24h）
	H17.4焼却施設の1炉を休止
	H18.4焼却施設の完全休止

### （2）東清掃センター粗大ごみ処理施設

収集された粗大ごみ及び燃やさないごみを破碎・選別処理するための粗大ごみ処理施設を有しています。施設の概要を表 2-14に示します。

表 2-14 東清掃センター粗大ごみ処理施設の概要

項目	内容
施設名称	坂戸市東清掃センター粗大ごみ処理施設
施設所管	坂戸市
所在地	坂戸市大字赤尾2292番地
竣工年月	昭和57年3月
処理能力	40t/5h
処理方式	複合圧縮剪断方式

### （3）廃プラスチック減容化施設

東清掃センター内に廃プラスチック減容化施設を有していますが、平成16年4月から資源プラスチックの収集を開始したことに合わせ、施設を休止しています。

## (4) スtockヤード（一時保管施設）

東清掃センター内に、草、資源プラスチック、資源カン、資源ビン、資源ペットボトル、資源紙、資源布、蛍光管類、発火性危険物及び取扱困難物のストックヤードを設け、収集後一時保管し、その後業者委託による選別等を行い資源化及び再生利用を推進しています。

## (5) 中間処理量の推移

西清掃センター及び東清掃センターにおける、各施設での過去5年間の中間処理量の推移を表2-15、2-16に示します。

西清掃センターでの焼却量は、令和2年度から令和5年度までは減少傾向で推移していましたが、令和6年度は燃やせるごみの排出量が増加したことに伴い、前年に比べて0.5%増加しています。

表2-15 西清掃センターの中間処理量

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
焼 却 量	t	21,484	21,132	20,773	19,984	20,090
燃やせるごみ	t	19,781	19,510	19,368	18,589	18,714
可燃残渣	t	1,703	1,622	1,405	1,395	1,376

表2-16 東清掃センターの中間処理量

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
破碎・選別量	t	3,298	2,913	2,679	2,587	2,595
燃やさないごみ	t	1,828	1,563	1,420	1,253	1,254
粗大ごみ	t	1,469	1,350	1,259	1,333	1,339
返却不燃物	t	1.0	0.4	0.4	0.5	2.0
直接資源化量	t	5,058	4,917	4,666	3,992	3,646

## (6) 資源化量の推移

本市における過去5年間の資源化量の推移を表2-17に示します。

東清掃センターにおける資源化量は、令和2年度から令和6年度まで年々減少しており、令和6年度実績は令和2年度と比較して19.2%減少しています。同年度の資源化率は25.8%となっています。

表2-17 資源化量

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
直接資源化量	t	5,058	4,917	4,666	3,992	3,646
プラスチック	t	1,495	1,478	1,446	1,368	1,334
スチール缶	t	218	212	201	138	0
アルミ缶	t	114	119	119	137	0
ビン	t	449	433	411	0	0
ペットボトル	t	318	328	324	325	334
古紙	t	2,136	2,029	1,893	1,763	1,720
古布	t	328	318	272	261	258
使用済小型家電	t	0.2	0.2	0.2	0.1	－
再生利用量	t	3,171	3,045	2,949	2,786	3,005
資源鉄	t	572	536	451	354	440
資源アルミ	t	7	2	4	0	81
布団	t	3	2	2	2	2
回収有価物	t	69	71	64	109	141
乾電池・蛍光管	t	34	28	26	24	－
蛍光管	t	－	－	－	－	1
発火性危険物	t	－	－	－	－	31
小型充電式電池等	t	－	0.1	0.4	0.3	－
充電式小型家電等	t	－	2	7	9	－
焼却灰(セメント原料)	t	2,486	2,404	2,395	2,288	2,309
資源化量計	t	8,229	7,962	7,615	6,778	6,651
資源化率	%	29.0	28.9	28.3	26.3	25.8
リユース家具	t	－	－	－	6	6

【取扱困難物】

本市の処理施設における取扱いが困難な生活系ごみについては、「坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第23条に規定する取扱困難物とし、清掃施設での一時保管後、業者委託等により処理しています。

【適正処理困難物】

本市で処理することが困難なもの（適正処理困難物）については、「坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第19条に規定する排出禁止物として取り扱うこととします。

また、「資源有効利用促進法」及び業界による自主回収・リサイクル制度に該当する品目等については、それぞれの手法によるリサイクルを行うよう指導しています。

**市で収集(回収)・受入れできないもの**

バイク（原動機付自転車含む）・医療系廃棄物（注射針等）・農薬・劇薬・農機具・建物の改築、解体に伴うごみは収集（回収）・受入れできませんので、処理する際は販売店又は取扱店にお問合せください。



**自己搬入のみ受入可能なもの**

東清掃センター又は西清掃センターへの自己搬入のみ受入可能です。

○家電リサイクル法対象機器（有料）

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機  
 ※家電リサイクル券のほかに、手数料が別途必要です。  
 家電リサイクル券は、郵便局で購入できます。  
 料金は、家電リサイクル券センターにお問合せください。  
 (TEL: 0120-319640)



○家庭菜園・ガーデニングで出たもの

※東清掃センターのみ受入可能  
 ※事業系のもは一切受け入れません。  
 土、砂利、レンガ、ブロック  
 (1回につき搬入できる量はおおむね90㍓まで)  
 直径20cm・長さ1m以内の丸太・角材  
 (1回に搬入できる量は10本まで)

○取扱困難物（有料）

タイヤ・ホイール、自動車等のバッテリー、消火器、フロンガス冷媒式の除湿機や冷風機



○パソコン（無料）

※東清掃センターのみ受入可能  
 デスクトップ型、パソコン本体、ノートパソコン



家電リサイクル法対象機器と取扱困難物の手数料はこちらをご覧ください。

使用済みプラスチック製品（4品目）の回収について

歯ブラシ、スポンジ、プラスチック製ペン、インクカートリッジは、



下記の公共施設に回収ボックスを設置して、随時回収をしています。ごみ減量とリサイクルの推進のため、ご協力をお願いします。

【回収ボックス設置場所】

- 坂戸市役所
- 北坂戸出張所
- 東坂戸出張所
- 入西地域交流センター
- 城山地域交流センター
- 環境学館いずみ
- 西清掃センター
- 東清掃センター
- 大家地域交流センター

出典) 坂戸市家庭ごみ・資源物収集カレンダー

## 5 最終処分の現状

### （1）最終処分場

本市では、最終処分場としてサツキクリーンセンターを有しており、東清掃センター粗大ごみ処理施設から発生する不燃残渣及び資源カン・ビンの中間処理（選別）の過程で発生する不燃残渣を埋立処分しています。

また、ごみの減量や焼却灰のセメント原料化等による埋立量の減少に伴い、処分場を延命化するため、埋立期間の延長が図られています。

サツキクリーンセンターの概要を表2-18に示します。

表2-18 サツキクリーンセンター（最終処分場）の概要

項目	内容
施設名称	坂戸市サツキクリーンセンター
施設所管	坂戸市
所在地	坂戸市大字紺屋1629番地1
竣工年月	平成5年3月
埋立期間	令和14年5月
敷地面積	82,789㎡
埋立面積	36,200㎡
埋立容量	205,082m <sup>3</sup>
残余容量	97,746m <sup>3</sup> （令和6年度末現在）
埋立方法	準好気性埋立
埋立対象物	焼却灰の溶融化物及び不燃残渣等

### （2）最終処分量の推移

過去5年間の最終処分量の推移を表2-19に示します。令和4年度は令和2年度と比較して20.9%減少しましたが、翌令和5年度は62.7%増加しました。これは、令和5年度以降、委託事業者の設備老朽化により、資源ビンの処理の委託を取りやめて埋立処分を行ったためです。令和2年度と令和6年度を比較すると、32.5%増加しています。

表2-19 最終処分量の推移

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
直営処理	t	738	581	584	950	978

《 一般廃棄物(ごみ)処理施設の設置状況 》

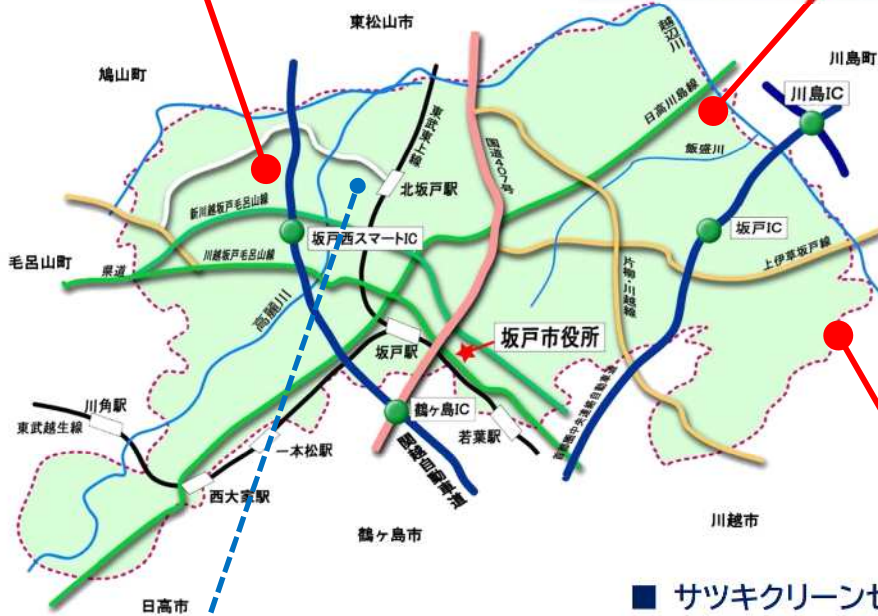
■ 西清掃センター

- ・ ごみ焼却施設



■ 東清掃センター

- ・ 粗大ごみ処理施設
- ・ ストックヤード ※ 一時保管施設
- ・ 廃プラスチック減容化施設(休止)
- ・ ごみ焼却施設(休止)



■ サツキクリーンセンター

- ・ 最終処分場



環境学館いずみ

- ・ 環境学習施設  
(環境教育プログラム「ごみについて学ぼう！」の拠点)



6 ごみ処理フロー

本市のごみ処理の流れを図2-2に示します。

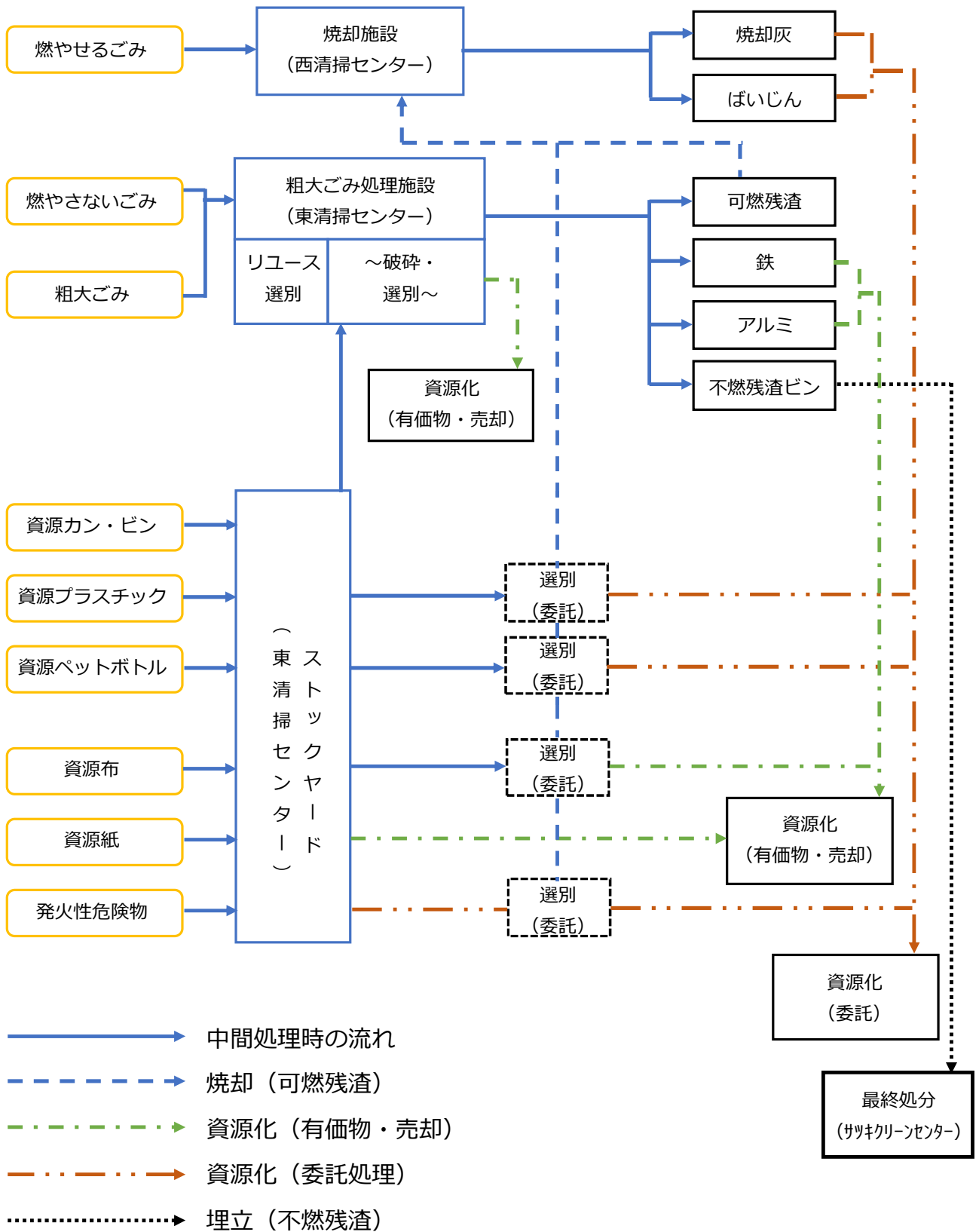


図2-2 ごみ処理フロー

## 7 ごみの性状

本市では毎月1回、燃やせるごみの性状分析を行っています。

「ごみの性状」というのは、水をたくさん含んでいるか（含水率）、どれくらい重い（密度）、燃えるか燃えないか（発熱量）等、ごみの性質や特徴のことです。ごみの性状を調べることにより、ごみの処理やリサイクルの仕方を良く考えることができます。

本市の乾燥分析を行った際のごみの性状は、紙・布類が50%以上を占め、次にビニール・ゴム類が20%以上を占めています。乾燥分析は、収集されたピット内のごみを十分混合したのち、一定の量を採取し分類を行った後、ごみを乾燥することで水分<sup>※1</sup>、可燃分<sup>※2</sup>、灰分<sup>※3</sup>量や低位発熱量を測定するものです。

排出段階の割合の推計値は、紙・布類が30%以上を占め、次に厨芥類が約30%を占めています。排出段階の割合の推計値は、乾燥分析の割合を個別品目ごとに設定された水分量で補足し求めたものです。

過去5年間のごみの性状分析の結果を表2-20、表2-21に示します。

表2-20 ごみの性状の推移（乾燥分析を行った際の割合）

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
紙・布類	%	54.93	53.02	52.43	50.92	57.42
ビニール・ゴム類	%	19.00	20.52	25.21	23.40	22.17
木・竹・ワラ類	%	10.34	12.74	12.85	12.29	7.53
厨芥類	%	11.59	10.76	6.32	9.33	7.05
不燃物類	%	1.28	1.07	0.93	1.31	1.88
その他	%	2.86	1.89	2.26	2.75	3.95

表2-21 ごみの性状の推移（排出段階の割合の推計値）

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
紙・布類	%	37.10	36.53	40.64	36.30	43.83
ビニール・ゴム類	%	12.06	13.28	18.36	15.67	15.90
木・竹・ワラ類	%	10.00	12.56	14.25	12.54	8.23
厨芥類	%	36.40	34.49	22.77	30.93	25.03
不燃物類	%	0.84	0.72	0.70	0.91	1.41
その他	%	3.60	2.42	3.27	3.65	5.61

※1 乾燥させることにより減った分。

※2 可燃物は燃やして「燃え残った分」と「燃えて無くなった分」に分けられます。この「燃えて無くなった分」が可燃分となる。

※3 可燃物を燃やして「燃え残った分」と「不燃物（金属、ガラスなど）」を足したものが灰分となる。

## 8 処理経費の現状

過去5年間のごみ処理経費の合計は、施設の修繕や燃料費の高騰により、毎年増加していましたが、令和6年度は、平成26年度に計上した西清掃センターの焼却施設基幹的設備改良工事に係る費用の償却が終了したため、減少しています。

処理経費の推移を表2-22に示します。

表2-22 処理経費の推移

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収集運搬費	千円	424,021	430,183	436,376	431,254 (399,676 <sup>※</sup> )	455,963 (423,891 <sup>※</sup> )
中間処理費	千円	868,711	881,650	931,304	970,418 (1,001,996 <sup>※</sup> )	753,915 (785,987 <sup>※</sup> )
最終処分費	千円	155,700	152,315	170,559	149,848	147,610
合 計	千円	1,448,432	1,464,148	1,538,239	1,551,520	1,357,488
ト当たり経費	円	51,008	53,168	57,235	60,225	52,595
一人当たり経費	円	14,414	14,625	15,394	15,582	13,599
世帯当たり経費	円	31,181	31,168	32,392	32,363	27,799
1日当たり経費	千円	3,968	4,011	4,214	4,239	3,719

※ この表は、一般廃棄物処理実態調査に基づき記載しています。令和5年度以降は、ペットボトルの収集・処理費用について、収集運搬費に計上していたものを、中間処理費での計上に変更しました。これまでの数値と比較できるように、従来集計方法の金額を上段に、変更後の金額を下段に記載しています。

## 9 ごみ発生量及び処理量の実績（まとめ）

本市の過去5年間のごみ発生量及び処理量の推移を表2-23に示します。

表2-23 ごみ発生量及び処理量の推移

区 分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画収集人口	人	100,487	100,110	99,926	99,572	99,821
生活系ごみ排出量	t	23,752	22,913	22,375	21,372	21,381
1人1日当たりの排出量	g/人・日	648	627	613	586	587
燃やせるごみ	t	15,291	15,030	14,998	14,340	14,438
燃やさないごみ	t	1,809	1,549	1,407	1,238	1,232
粗大ごみ	t	1,424	1,297	1,206	1,291	1,297
廃乾電池	t	25	20	20	20	—
蛍光管類	t	9	8	6	4	1
発火性危険物	t	—	—	—	—	34
小型充電式電池等	t	—	0.1	0.4	0.3	—
充電式小型家電等	t	—	2	7	9	—
資源物	t	5,194	5,007	4,731	4,459	4,346
プラスチック	t	1,471	1,445	1,408	1,335	1,311
カン・ビン	t	915	863	807	776	731
ペットボトル	t	343	349	347	345	355
紙	t	2,127	2,021	1,882	1,728	1,680
布	t	338	329	287	275	269
使用済小型家電	t	0.2	0.2	0.2	0.1	—
取扱困難物	t	—	—	—	11	33
事業系ごみ排出量	t	4,644	4,625	4,501	4,390	4,429
ごみ総排出量	t	28,396	27,538	26,876	25,762	25,810
1人1日当たりの排出量	g/人・日	774	754	737	707	708
リサイクル量	t	8,229	7,962	7,615	6,778	6,651
リサイクル率	%	29.0	28.9	28.3	26.3	25.8
焼却処理量	t	21,484	21,132	20,773	19,984	20,090
焼却処理率	%	76	77	77	78	78
最終処分量	t	738	581	584	950	978
最終処分率	%	2.6	2.1	2.2	3.7	3.8

※ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における人口は、各年度10月1日現在の実績とします。

## 第2節 前計画施策の評価

### 1 基本施策の実施状況

前計画で定めた各種施策、実施状況及び評価を表2-24に示します。

【評価欄】

評価○：計画どおりに実施できた指標

評価△：計画の一部が実施できなかった指標

評価×：計画が実施できなかった指標

表2-24 基本施策の実施状況（1/4）

No.	基本方針	重点的に取り組む項目	内 容	実施状況	評価
1	市民・事業者との連携による取組の推進	① 市民参加の推進	市民、事業者の代表により構成される廃棄物減量等推進審議会に対して、ごみ処理に係る情報及び課題等を提示し、審議における意見及び提言をごみ処理行政に反映させます。	廃棄物減量等推進審議会からの意見及び提案を賜り、施策に反映するよう努めました。 [審議会開催回数]（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催した回数を含む。） R2 年度 3 回、R3 年度 3 回、R4 年度 1 回、R5 年度 2 回、R6 年度 3 回	○
2		② 不法投棄及び資源持ち去り対策	不法投棄や集積所に排出された資源紙などの資源の持ち去りについて、市民や事業者からの情報提供などの連携を強化し対応します。	市ホームページの写真投稿システムを活用し、情報提供を受け付けています。また、不法投棄監視巡回パトロール・収集及び資源物持ち去り防止パトロール業務を委託により実施しました。	○
3		③ 適正処理困難物の処理	市が処理することのできない適正処理困難物について、処理可能な事業者との連携を図りながら対応します。	西清掃センター及び東清掃センターにおいて、令和5年度からタイヤ・ホイール、自動車等のバッテリー及び消火器について、令和6年度から特定家庭用機器再商品化法に該当する商品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）及びフロンガス冷媒式の除湿機や冷風機について、それぞれ自己搬入による受入れを開始し、市民の利便性の向上を図りました。	○
4		④ 地域団体及び事業者との連携による4Rの取組	区・自治会やNPO等の地域団体が主催する4Rの取組に対して、必要な支援を行います。また、エコショップ認定制度の登録店と連携し、4Rの取組を進めます。	ごみ減量キャンペーンとして、エコショップと連携した取組を実施しています。 令和3年度は、てまえどりの啓発を目的としたPOPをエコショップに配布し、令和4年度以降は、食品の割引シールを集め、啓発品と交換する取組を実施しました。 [POP 配布店舗] R3 年度 53 店舗（1,540 枚） [参加店舗・人数] R4 年度 22 店舗 174 名、R5 年度 33 店舗 146 名、R6 年度 26 店舗 272 名	○

表2-24 基本施策の実施状況（2/4）

No.	基本方針	重点的に 取り組む項目	内 容	実施状況	評価
5	普及・啓 発活動の 充実	① 情報発信の 強化による意識 啓発の推進	広報紙、ホームページ等を通じて、ごみの現状に関する情報発信を図るとともに、ごみの発生抑制及び減量化、並びに環境に配慮したライフスタイルに関する啓発を行います。 また、収集日のお知らせ、分別区分の検索、適正処理困難物の処理業者の紹介などが円滑に行えるシステムの構築を検討します。	広報さかどで毎月のごみ量を掲載しています。また、10月の4R推進月間には、特集ページを設けています。 情報発信を更に強化するため、令和3年10月から、「坂戸ごみ分別アプリ」を導入しました(R6年度末ダウンロード11,026件)。SNSでイベントの情報等の配信を行いました。	○
6		② 環境教育の 推進	次の世代を担う子供たちを対象に環境教育プログラムを実施するとともに、職員出前講座を通じて様々な世代に対する環境教育を実施します。	環境学館いずみと連携し、環境教育プログラムの「ごみについて学ぼう」の講座を実施しました。また、地域住民や団体を対象に出前講座を実施しました。 [環境教育プログラム] (実施回数) R2年度2回、R3年度3回、R4年度5回、R5年度4回、R6年度7回 [職員出前講座] (実施回数) R2年度0回、R3年度3回、R4年度0回、R5年度1回、R6年度2回	○
7		③ リサイクル 講座、ごみに関 する懇談会の開 催	「環境学館いずみ」において、廃食油を使った石けん作りなどのリサイクル講座を開催するとともに、市民や事業者に対する懇談会を実施し、ごみ分別・減量・リサイクルに関する相互理解を深めます。	[廃食油リサイクル粉石けん作り] (実施回数及び参加人数) R2年度9回42人、R3年度5回15人、R4年度7回23人、R5年度6回24人、R6年度4回16人 [パック de セツケン] (実施回数及び参加人数) R2年度9回119人、R3年度8回122人、R4年度12回170人、R5年度12回129人、R6年度12回138人	○
8		④ イベントや キャンペーンで の啓発の充実	各種イベントにおいて、ごみの発生抑制及び減量化に関する啓発活動を行います。	環境学館いずみで実施している「いずみDAY」において、ごみに関する展示やアンケートを行うとともに、リユース家具を販売し、ごみの発生抑制及び減量化に関する啓発活動を行いました。また、古本市を開催し、家庭で不要となった本を集め、来場者に提供しました。	○
9		⑤ 事業者への 啓発	事業系ごみは、市の一般廃棄物収集・運搬許可業者を通じて搬入されるごみ及び事業者が直接処理施設へ搬入するごみがありますが、家庭系ごみ同様にごみの減量・資源化の啓発に努めるとともに家庭系ごみの排出方法に準じて分別されたごみ及び資源物についてのみ受入れを行うことの周知・徹底を図ります。また、市で処理することができない適正処理困難物の搬入に対する指導啓発に努めます。	紙ごみの啓発を強化し、燃やせるごみとしてではなく資源紙として分別するよう、啓発用のチラシを作成し、西清掃センター及び東清掃センターへ搬入に来た事業者へ直接配布したほか、商工会や収集運搬許可業者を通じた配布を行いました。また、許可業者が持ち込むごみの搬入検査を行い、廃プラスチック等の産業廃棄物が混在していないか指導を行いました。	○

表2-24 基本施策の実施状況（3/4）

No.	基本方針	重点的に取り組む項目	内 容	実施状況	評価
10	減量化及び効率的なリサイクルの推進	① 家庭系ごみの発生抑制及び減量化の推進	ごみ総排出量の約80%を占めるとされている家庭系ごみの減量を進めるため、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律（略称 食品ロス削減推進法）」を踏まえた食品ロスの削減を推進するとともに、生ごみ類の水切りや、マイバッグ・マイボトルの活用を推奨します。	広報さかどや環境教育プログラムの「ごみについて学ぼう」の講座などにおいて、生ごみの減量化を図るための水切りの推進や、プラスチックごみ削減のためのマイバックやマイボトルの活用を推奨しました。	○
11		② 事業系ごみの適正排出及び減量化の推進	ごみの減量、分別の徹底及び適正な排出を指導するとともに、ごみの搬入検査を実施し、不適切な排出が見受けられる場合は、一般廃棄物収集・運搬許可業者を通じた指導を行います。なお、排出者が特定できる場合は直接指導を行うこととします。また、多量排出事業者には、減量計画書の提出を求めるなど指導します。	適正排出のための取組として、西清掃センター及び東清掃センターにおいて、許可業者が持ち込むごみの搬入検査を行い、不適正な廃棄物があった場合は、一般廃棄物収集・運搬許可業者を通じて指導を行いました。また、令和6年度から事業所に訪問する取組を始めました。減量化の取組として、令和6年度から東清掃センターにおいて草を堆肥化し、燃やせるごみを12t削減しました。	○
12		③ 市民による減量化及び資源化の取組への支援	生ごみ処理器等の購入に係る補助及びせん定枝チップ機の貸出しなどを引き続き実施し、市民によるごみ減量及び資源化の取組を支援します。	生ごみ処理器等購入費補助事業により、生ごみの減量と堆肥化を推進しました。また、せん定枝チップ機の貸出しにより、せん定枝を堆肥の原材料にしたり、クッション材に再利用するよう市民に啓発を図りました。 [生ごみ処理器等購入費補助金実績]（世帯数、基数、補助金額） 【R2年度】 電気式 18世帯 18基 255,470円 コンポスト型 9世帯 9基 32,180円 EM容器 3世帯 6基 7,200円 [せん定枝チップ機貸出実績] (貸出回数)108回(資源化量)16,275kg 【R3年度】 電気式 19世帯 20基 333,090円 コンポスト型 15世帯 17基 55,990円 EM容器 3世帯 6基 8,580円 [せん定枝チップ機貸出実績] (貸出回数)101回(資源化量)10,296kg 【R4年度】 電気式 38世帯 40基 669,720円 コンポスト型 27世帯 33基 143,880円 EM容器 2世帯 4基 5,360円 [せん定枝チップ機貸出実績] (貸出回数)108回(資源化量)13,462kg 【R5年度】 電気式 32世帯 32基 573,820円 コンポスト型 15世帯 17基 63,710円 EM容器 2世帯 2基 3,300円 [せん定枝チップ機貸出実績] (貸出回数)109回(資源化量)15,076kg 【R6年度】 電気式 35世帯 35基 640,480円 コンポスト型 8世帯 12基 45,860円 EM容器 4世帯 7基 9,440円 [せん定枝チップ機貸出実績] (貸出回数)120回(資源化量)14,728kg	○

表2-24 基本施策の実施状況（4/4）

No.	基本方針	重点的に取り組む項目	内 容	実施状況	評価
13		④ 費用対効果及び環境負荷を勘案した処理システムの検討	限りある資源の有効活用を図るため引き続きリサイクルの推進を図りますが、リサイクルに係る経費及び効果を検証しながら今後のリサイクルの在り方を検討します。	事業者と連携し、公共施設にプラスチック回収BOXを設置し、令和5年からインクカートリッジの拠点回収を、令和6年から歯ブラシ、プラスチック製ペン、台所用スポンジの拠点回収を、それぞれ始めました。	○
14	安全で適正な処理システムの構築	① 収集・運搬システムの見直し	家庭系ごみの収集・運搬にかかる経費削減・効率化等の観点から、平成29年度から収集運搬業務の全面委託化を実施しています。また、高齢化や市民の生活形態等の変化に対応するため、ふれあい収集の強化及び分別・排出方法等について検討します。 なお、ごみの有料化及び処理手数料の見直しについては、処理にかかるコスト等を勘案しながら検討します。	高齢化率の上昇により、ふれあい収集のニーズが年々高まっています。福祉部門と連携しながら、家庭系ごみのふれあい収集と併せて声かけ等による安否確認を行いました。 また、令和3年12月から、リチウムイオン電池等の充電電池を「小型充電式電池等」として、充電電池の取外しができない家電製品を「充電式小型家電等」として、それぞれ分別収集を開始し、令和6年4月からは、「小型充電式電池等」「充電式小型家電等」を含めた発火のおそれがあるごみの分別区分を「発火性危険物」に統合し、収集を行っています。 なお、ごみの有料化及び処理手数料の見直しについては、社会・経済情勢等を勘案しながら引き続き検討します。	△
15		② 安全で適正な施設管理	廃棄物の処理を滞りなく安全で適正に行うため、ごみ処理施設の維持管理を適正に行うとともに、緊急の修繕や工事など、施設が稼働できない場合は近隣市町及び一部事務組合との連携を図りながらごみを処理します。	緊急の修繕や工事など、施設が稼働できない場合は近隣市町及び一部事務組合との連携を図りながらごみを処理しました。また、近隣市町及び一部事務組合が同様な状態になった際は、ごみの受入れを行いました。	○
16		③ 広域処理の検討	安全で適正な廃棄物の処理、施設の整備や維持管理経費の削減、効率的な熱回収を図ることなどの観点から、ごみ処理の広域化について検討を進めます。	ごみ処理の広域化については、他自治体の状況等を踏まえ、引き続き広域化について検討を行います。	△

重点的に取り組む項目16項目のうち、計画どおりに実施できた指標（○評価）が14項目、計画の一部が実施出来なかった指標（△評価）が2項目と、全体的に良好な実施状況であったと評価できます。

△評価2項目のうち、ごみの有料化及び処理手数料の見直し並びにごみ処理の広域化については、社会・経済情勢や近隣他自治体の動向を踏まえながら、行政が主体となり引き続き推進していきます。

また、前計画策定時に想定していなかった社会的情勢の変化等により、新たに追加した施策を表2-25に示します。当該指標は、現在も継続中のため、評価欄は記載していません。

表2-25 新たに追加した項目

No.	基本方針	重点的に取り組む項目	内 容	実施状況	評価
17		①リユース事業の推進	4R（Refuse（リフューズ）・Reduce（リデュース）・Reuse（リユース）・Recycle（リサイクル））のうち、リサイクルに比べてより環境に配慮したリユースに関する事業を推進します。	令和4年10月に㈱マーケットエンタープライズと「不要品のリユース（再利用）に関する連携協定」を締結し、ごみ排出量の削減に努めました。 令和5年度から、東清掃センターにおいて収集した粗大ごみのうち再利用可能な家具等の展示販売を開始するとともに、西清掃センターにおいて家庭で不要となった子ども用品を引き取り、無料で子育て世帯に譲渡する事業を開始しました。	
18		②食品ロス削減に向けた事業者との連携	令和元年に成立、施行した食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、事業者と連携し、食品ロスの削減に向けた取組を実施します。	本市と包括連携協定を締結している明治安田生命保険相互会社と連携し、フードドライブ事業を実施し、寄附を受けた食糧・食料を市内の子ども食堂等に引き渡しました。	
19		③プラスチック製品も含めた一括回収の検討	現在のプラマークの付いたプラスチック容器だけでなく、プラスチック素材でできた製品の一括回収を検討します。	令和5年からインクカートリッジの拠点回収を、令和6年から歯ブラシ、プラスチック製ペン、台所用スポンジの拠点回収を、それぞれ開始しました。また、衣装ケースなど一部の製品プラスチックは有価物として売却しています。その他の製品プラスチックの回収については、引き続き検討を行います。	
20		④リチウムイオン電池等の収集	リチウムイオン電池等による清掃施設や収集車両の火災が多発している状況に対応するため、リチウムイオン電池等の分別収集を行い、ごみ処理の安定した運営を図ります。	リチウムイオン電池等の充電電池やスプレー缶、ライターなど発火のおそれがあるごみを「発火性危険物」として収集することとし、安定したごみ処理の運営を図りました。	

## 2 第4次計画（中間年次改訂版）の目標値の達成状況

令和3年3月に第4次計画（中間年次改訂版）を策定し、計画で掲げた目標値を達成するため施策を展開してきました。その結果、1人1日当たりの生活系<sup>※1</sup>ごみ排出量と事業系ごみの排出量は、数値目標を達成することができました。

表2-26 第4次計画（中間年次改訂版）で掲げた目標値の達成状況

指 標	目標値	実績値(R6)	達成状況
1人1日当たりの生活系 <sup>※1</sup> ごみ排出量	601g/人日	587g/人日	○(達成)
事業系ごみの排出量	5,151t	4,429t	○(達成)
リサイクル率	28%以上	25.8%	×(2.2%未達成) <sup>※2</sup>
最終処分率	3%以下	3.8%	×(0.8%未達成) <sup>※2</sup>

※1 第4次計画（中間年次改訂版）内では「家庭系」の表記としています。

※2 リサイクル率と最終処分率は、委託事業者の設備の老朽化により、資源ビンの処理の委託を取りやめ、埋立処理をしたため、未達成となっています。

### 第3節 市民・事業者意識調査（アンケート）結果概要

#### 1 アンケート概要

##### （1）目的

本計画を策定するにあたり、本市のごみの減量化・資源化への取組や、ごみ・生活排水処理に関する意見などを伺うことで、計画を推進する上での課題を見つけ、必要な取組の検討に生かすことを目的に実施しました。

##### （2）調査対象

調査名	調査対象
①市民アンケート調査	市内在住の18歳以上の男女2,000人（無作為抽出）
②事業者アンケート調査	清掃センターへ搬入している事業者100社

##### （3）調査方法と回収状況

- ・調査方法：郵送配布、郵送・インターネット回答による回収
- ・調査期間：令和6年11月1日～11月30日
- ・回収状況：

調査名	発送数	回収数	回収率	
			内インターネット回答	回収率
①市民アンケート調査	2,000件	731件	141件	36.6%
②事業者アンケート調査	100件	41件	11件	41.0%

## 2 市民アンケート結果について

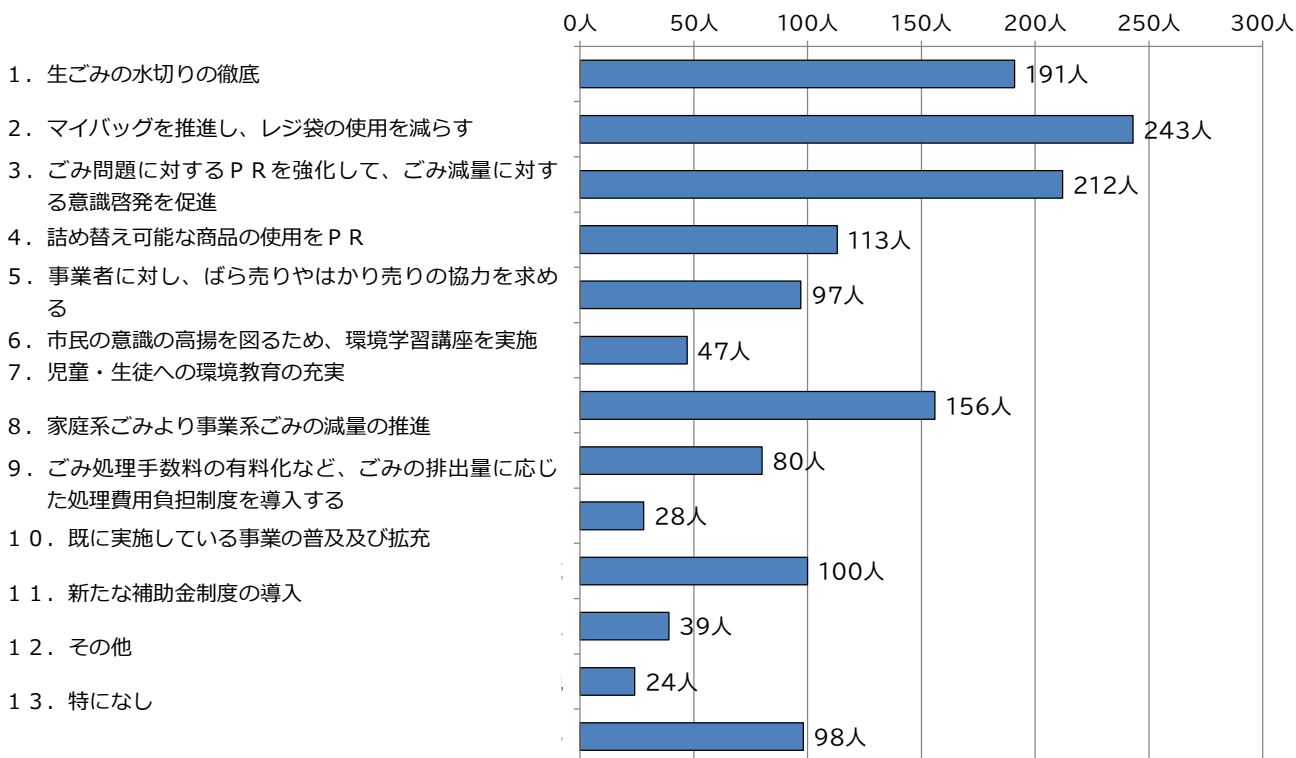
【質問】今後、ごみの発生抑制や減量化及び資源化を推進するために坂戸市の取組として必要だと思うことは何ですか。

#### ◆ごみの減量や発生抑制◆

市の取組として必要だと思う事について、最も多い回答は「マイバッグを推進し、レジ袋の使用を減らす」で243人となっています。次いで「ごみ問題に対するPRを強化して、ごみ減量に対する意識啓発を促進」が212人となりました。

#### ▶アンケート結果から

市のごみの現状や課題についてPRし、マイバッグの推進によるレジ袋の削減、生ごみの「水キリ」の徹底等ごみ削減のための取組を普及啓発することとします。

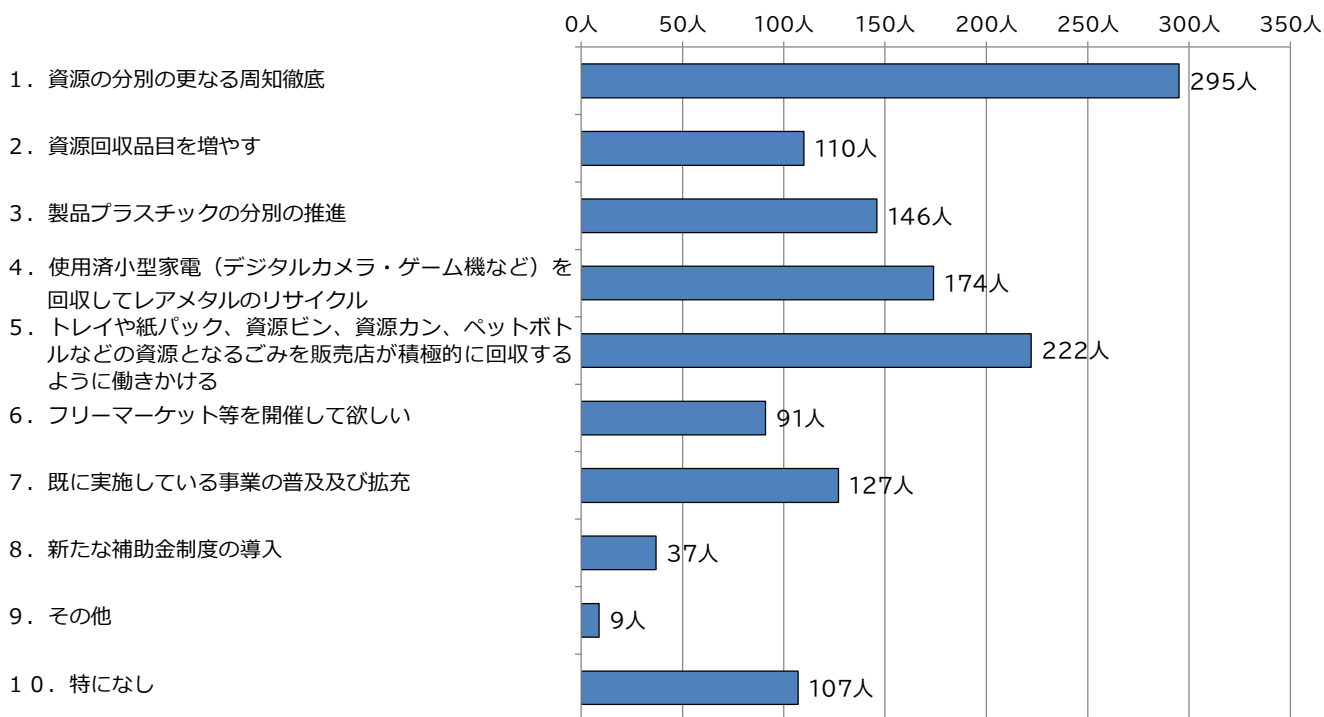


### ◆ごみの資源化◆

市の取組として必要だと思う事について、最も多い回答は「資源の分別の更なる周知徹底」で295人となっています。次いで「トレイや紙パック、資源ビン、資源カン、ペットボトルなどの資源となるごみを販売店が積極的に回収するように働きかける」が222人となりました。

#### ▶アンケート結果から

資源分別の普及啓発を行うことで資源回収量の向上を進めるとともに燃やせるごみの削減を推進することとします。

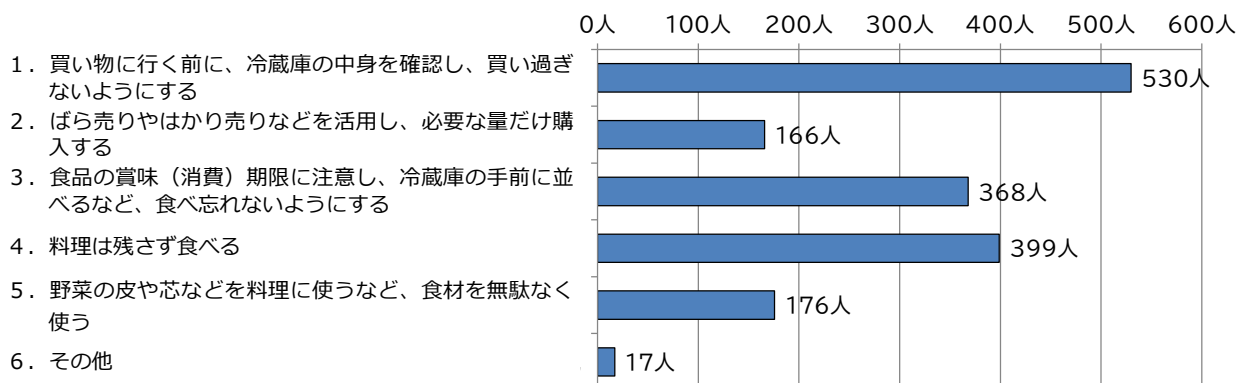


【質問】 家庭で発生する「食品ロス」を削減するために取組むべきと考える行動は何ですか。

食品ロス削減の取組について、最も多い回答は「買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買い過ぎないようにする」で530人となっています。次いで「料理は残さず食べる」が399人となりました。

▶ アンケート結果から

「食ベキリ」、「使いキリ」意識の啓発を推進することとします。



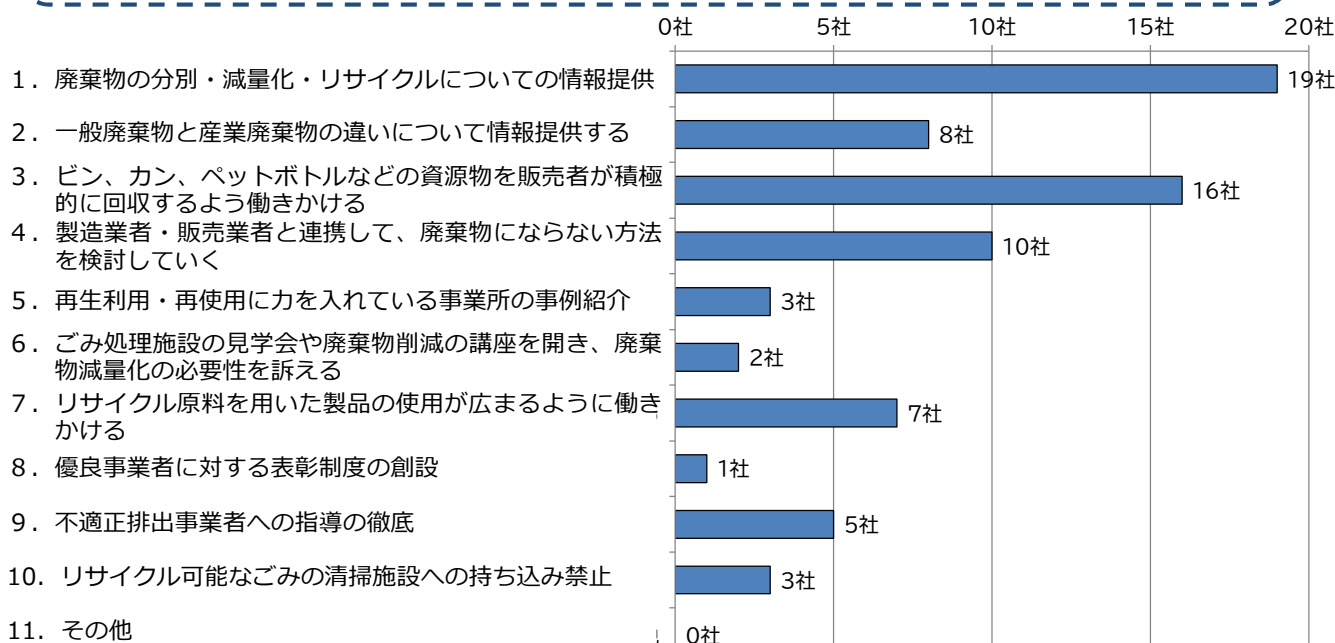
### 3 事業者アンケート結果について

【質問】 廃棄物の量を減らし、資源リサイクルを進めるための取組のうち、市が優先して取り組むべきことはどれだと思いますか。

市が優先して取り組むべきことについて、最も多い回答は「廃棄物の分別・減量化・リサイクルについての情報提供」で19社となっています。次いで「ビン、カン、ペットボトルなどの資源物を販売者が積極的に回収するよう働きかける」が16社となりました。

▶ アンケート結果から

市のごみ分別・減量化・リサイクルについて積極的な情報提供を推進することとします。



## 第4節 ごみ処理の課題

### 1 発生抑制・排出抑制

本市では、平成16年4月に分別区分の変更と併せて指定袋を導入したことにより、ごみの減量及び資源化において大きな成果を上げ、P36のとおり、前計画に定められた排出量の目標値を達成することができました。

しかしながら、県が掲げる目標値である、家庭系1人1日当たり排出量440g（令和7年度目標）については、令和6年度の実績値が468gであるため、達成見込みがない状況となっています。当該目標値は、資源物（リサイクル可能なごみ）を除いた可燃ごみ・不燃ごみ等の排出量を対象としています。

つまり、この440gという数値には、資源として回収される新聞・雑誌・ダンボール・ペットボトル・缶・びん・プラスチック製容器包装等は含まれておらず、最終処分や焼却が必要となる家庭ごみの量のみがカウントされています。

このように、資源物を除いて目標値を設定することで、住民の分別意識の向上や、ごみの減量化に向けた取組を促進する狙いがあります。

近年では、ごみ排出量が横ばい傾向にあり、ライフスタイルの多様化や単身世帯の増加、食品ロスの発生等が背景にあると考えられ、減量化の進行が困難な状況となっています。

今後さらなるごみの減量を推進するためには、発生要因の異なる生活系ごみ及び事業系ごみそれぞれに対して対策を講じるとともに、排出者（市民及び事業者）の理解と協力が不可欠です。検討すべき事項については、以下のとおり整理します。

- 排出者の意識改革
- ごみの総排出量の約80%を占める生活系ごみの減量
- 燃やせるごみの約半数を占める紙・布類の減量
- リユース（再使用）の促進による粗大ごみ等の減量
- 事業系ごみの減量に向けた取組の検討

## 2 中間処理

### (1) 焼却処理

西清掃センターの焼却施設は、平成6年7月の竣工から30年が経過しています。全体的な設備の損傷と経年劣化による老朽化が進行していたことから、平成26年度から平成28年度にかけて焼却施設基幹的設備改良工事を実施しました。これにより、工事完了後おおむね15年間の焼却施設の延命を図りました。

安全で適正な廃棄物の処理、施設の整備や維持管理経費の削減、効率的な熱回収を図ることなどの観点を踏まえ、ごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方策を早急に検討する必要があります。

## （2）破碎処理

東清掃センターの粗大ごみ処理施設では、燃やさないごみ及び粗大ごみを破碎・選別し、有価物の回収等を行っていますが、竣工から30年以上が経過し、全体的な設備や建物の損傷と経年劣化による老朽化が進んでいるため、必要に応じて設備の修繕を実施しています。今後は、焼却施設と同様に、ごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方策を早急に検討する必要があります。

## 3 資源化

本市は、12種16分別の取組、各種法律に基づくリサイクルの推進並びに焼却灰のセメント原料化等によりリサイクル率の向上を図ってきました。しかしながら、令和6年度の実績において、第4次計画の目標値である28%以上のリサイクル率の達成は未達成となっており、燃やせるごみの中に含まれる紙類などを引き続き資源化していく必要があります。

リサイクルに係る経費は、市の財政に負担を与えることから、リサイクルに係る費用対効果を検証し、効率的なリサイクルシステムの構築を図る必要があります。検討すべき事項については、以下のとおり整理します。

- 分別排出の徹底（ごみに含まれる不適物の混入排除）
- リサイクルに係る費用対効果を考慮した処理方法の検討

## 4 最終処分

焼却灰のセメント原料化などにより最終処分量が減少していることに伴い、最終処分場であるサツキクリーンセンターへの埋立量が大幅に減少しています。

平成20年度には、埋立量の減少などからサツキクリーンセンターの埋立処分終了期間を令和14年5月まで延長する手続を行いましたが、ごみ減量の取組及びリサイクル技術の向上等により、今後さらに最終処分量が減少することが見込まれますので、中間処理施設と同様にごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方策を早急に検討する必要があります。

## 5 県内自治体との比較

環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和5年度）及び市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールに基づき、埼玉県内の市町村と比較し、ごみ処理体制の評価を客観的に行うことで、施策の検討に活用します。

本市の県内自治体（32自治体）と比較し、本市のごみ処理体制を客観的に評価します。

一般廃棄物処理システムの評価項目及び県内自治体との比較結果を表2-27、表2-28に示します。

表2-27 一般廃棄物処理システムの評価項目

評価項目	算出方法	指数化方法	指数の見方
人口1人1日当たり ごみ総排出量	総排出量÷計画収集人口÷ 365×1,000	{1-(実績値-平均値)÷ 平均値}×100	ごみ排出量が少ないほど 指数は大きくなる
廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 減量化等除く)	資源化量÷総排出量	実績値÷平均値×100	資源化率が高いほど指数 は大きくなる
廃棄物のうち 最終処分される割合	最終処分量÷総排出量	{1-(実績値-平均値)÷ 平均値}×100	廃棄物のうち最終処分さ れる割合が低くなるほど 指数は大きくなる
人口1人1日当たり 年間処理経費	(処理費+委託費+人件費)÷ 計画収集人口	{1-(実績値-平均値)÷ 平均値}×100	1人当たりの年間処理経費 が少なくなるほど指数は 大きくなる
最終処分減量に 要する費用	(処理及び維持管理費- 最終処分量-調査研究費)÷ (ごみ総排出量-最終処分量)	{1-(実績値-平均値)÷ 平均値}×100	最終処分に要する費用が 少なくなるほど指数は大 きくなる

表2-28 県内自治体との比較

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源回収 率(RDF・セメント原 料化等除く)	廃棄物のうち最終処 分される割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
平均	796	20.8%	3.6%	12,419	42,346
最大	1,015	37.6%	8.7%	16,559	67,551
最小	663	7.9%	0%	8,267	24,440
坂戸市	707	18.4%	3.7%	13,726	50,298
指数値	111.2	88.5	97.2	89.5	81.2

※ 指数値は、平均値（指数値100）と比較し大きい数値が優位な項目となります。

## 第5節 将来予測

### 1 計画収集人口の予測

計画収集人口については、「坂戸市人口ビジョン」の予測値を採用して設定します。このビジョンは、人口の現状と将来の展望を示し、持続可能な地域社会の実現を目指すものです。

当該ビジョンでは、国の長期ビジョンに合わせて令和42年までを対象期間とし、将来人口の推計を行っています。この推計では、現状の出生率や死亡率、転出入の傾向を踏まえた場合、今後人口減少が続くと予測されています。本計画の目標年度である令和17年度の将来人口は92,305人まで減少すると推計されています。推計結果を図2-3に示します。

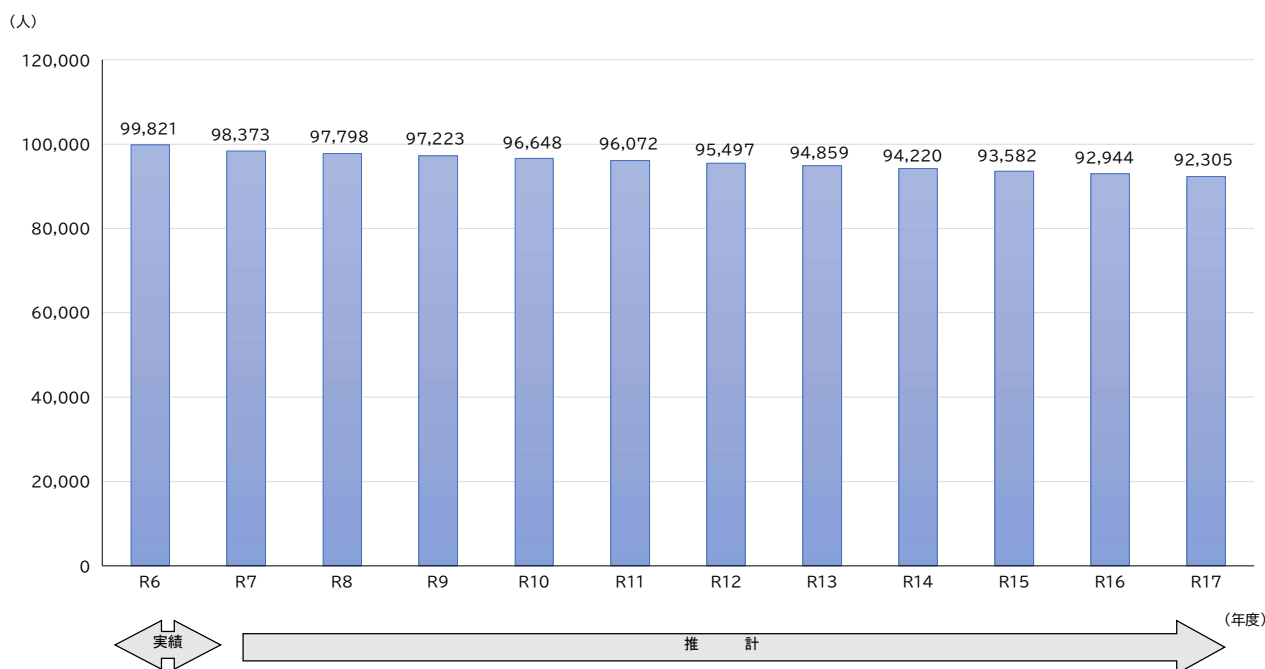


図2-3 人口推計の推移

### 2 ごみ排出量推計

本市における過去5年間のごみ排出量実績を基にして、本計画の目標年度である令和17年度までのごみ排出量予測値を、表2-29のとおり推計しました。

当該推計は、ごみの排出抑制や再生利用の施策を現状のまま継続した場合の将来発生量の推計値となります。人口減少に伴い、生活系ごみはもちろんのこと、事業系ごみも減少傾向となり、中間年度である令和12年度は24,417tと、令和6年度実績と比較して5.4%減少すると試算されます。また、令和17年度では、令和6年度実績比89.7%と、10.3%減少しています。

施策を現状のまま継続した場合の1人1日当たりのごみ排出量推計値について、表2-30に示します。1人1日当たりの排出量も、ごみ総排出量と同様の減少傾向となり、令和17年度予測では685g/人日と令和6年度実績と比較して3.2%（23g/人日）減少しています。

表 2-29 施策を現状のまま継続した場合のごみ排出量推計値

区 分	単 位	R6年度 実績	R12年度推計 (中間年度)	R17年度推計 (最終年度)
計画収集人口	人	99,821	95,497	92,305
生活系ごみ排出量	t	21,381	20,183	19,054
燃やせるごみ	t	14,438	13,455	12,669
燃やさないごみ	t	1,232	1,255	1,216
粗大ごみ	t	1,297	1,220	1,182
蛍光管類	t	1	1	1
発火性危険物	t	34	38	37
資源物	t	4,346	4,183	3,919
資源プラスチック	t	1,311	1,253	1,174
資源カン・ビン	t	731	715	670
資源ペットボトル	t	355	324	303
資源紙	t	1,680	1,634	1,531
資源布	t	269	257	241
取扱困難物	t	33	31	30
家庭系ごみ排出量	t	17,035	16,000	15,135
事業系ごみ排出量	t	4,429	4,234	4,104
ごみ総排出量	t	25,810	24,417	23,158

表 2-30 施策を現状のまま継続した場合の1人1日当たりのごみ排出量推計値

区 分	単 位	R6年度 実績	R12年度推計 (中間年度)	R17年度推計 (最終年度)
1人1日当たりの排出量	g/人・日	708	701	685
1人1日当たりの生活系 排出量	g/人・日	587	579	564
1人1日当たりの家庭系 排出量	g/人・日	468	459	448

## 第6節 基本理念・基本方針

### 1 基本理念

第4次基本計画の基本理念は、次のとおりです。

**「みんなで取り組む廃棄物の減量と循環型社会の形成」**



本計画は、前計画の中で示した「限りある資源やエネルギーを抑制しながら、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指すためには、排出抑制及び減量化を前提とした取組を進めることが肝要であり、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責任を明確にし“みんな”で取り組んでいくことが重要になる」という考え方のほか、国、県の動向等を踏まえた基本理念とします。

また、基本理念・基本方針は、令和6年11月に実施した、住民・事業者への意識調査アンケート結果を分析・評価した要素も取り入れ、以下のとおり設定します（当該アンケート結果は、資料編に添付しています。）。

**第5次基本計画の基本理念**

**「みんながつながる・みんなでつなげる循環型社会」**



「さかろん」  
坂戸市イメージキャラクター

## 2 基本方針

ごみ処理の基本理念を実現するためには、リニアエコノミー（線型経済）からの脱却を図り、サーキュラーエコノミーの構築を進める必要があります。サーキュラーエコノミー（循環経済）を構築するためには発生回避（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）を積極的に行い、再生利用（リサイクル）を含めた4 Rをこの優先順位で推進することが必要であり、大量廃棄が大量リサイクルに置き換わるだけではなく、まずはリデュースやリユースなど、上位の取組を優先して進めることが重要です。本計画においては基本理念を実現するために、基本方針の考え方を踏まえた施策を実施します。

### 【第5次基本計画の基本方針】

#### 基本方針 1

ごみの減量化と資源化の推進

#### 基本方針 2

市民・事業者・行政の連携による取組の推進

#### 基本方針 3

ごみの減量に関する環境教育・啓発活動の充実

#### 基本方針 4

適正処理の推進と不適正処理対策の強化

## コラム

## 4Rとは

4Rとは、持続可能な社会の実現を目指して、廃棄物を減らすための4つの基本的な考え方を示す言葉で、それぞれの頭文字「R」を取ってまとめたものです。4Rは、ただ並んでいるのではなく、優先順位があることが重要です。一般的には、環境負荷の小さい順に、【Refuse(リフューズ)→Reduce(リデュース)→Reuse(リユース)→Recycle(リサイクル)】の順で取り組むことが望ましいとされています。以下に具体例を示します。

**Refuse(リフューズ):発生回避**

- 意味:不要なものを「もらわない」「買わない」「受け取らない」ことで、廃棄物の発生自体を防ぐ行動です。
- 具体例
  - ・マイバックを使用し、スーパーでレジ袋を断る
  - ・不要なティッシュやチラシを受け取らない
  - ・ストローや使い捨てスプーンなどの使い捨て製品を辞退する

**Reduce(リデュース):排出抑制**

- 意味:ごみの量や環境負荷をそもそも減らす工夫をすることです。製品や包装の工夫で、資源の使用量を削減することも含まれます。
- 具体例
  - ・詰め替え用製品(シャンプーや洗剤)を選ぶことで、ごみとなる容器を減らす
  - ・過剰包装の商品を避け、簡易包装の製品を選ぶ
  - ・食べきれぬ量だけ購入・調理し、食品ロスを減らす

**Reuse(リユース):再使用**

- 意味:使い終わったものを繰り返し使用することで、廃棄を防ぐ行動です。リユースはリサイクルよりも上位にあるとされます。
- 具体例
  - ・何度も利用できるガラスびん容器が使われている製品(例:酒、調味料、ジャムなど)を選び、中身がなくなったら店に返す
  - ・フリーマーケットやリサイクルショップを利用する
  - ・衣類や家具などを譲渡して使い続ける

**Recycle(リサイクル):再生利用**

- 意味:一度使用した製品や資源を原材料として再利用し、新たな製品に生まれ変わらせることです。分別収集が前提になります。
- 具体例
  - ・使用済みのペットボトルを回収し、繊維や新しい容器に加工する
  - ・古紙を回収し、トイレトペーパーやダンボールに再生する
  - ・草を堆肥化して、農地に還元する

## 第7節 目標値の設定

本市では「1人1日当たりのごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」、「リサイクル率」、「1人1日当たりごみ焼却量」、「最終処分率」の5項目の目標値を設定しています。

その中で「1人1日当たりのごみ排出量」については、資源物を含まない排出量として「家庭系1人1日当たりのごみ排出量」を指標に設定しています。

各指標の目標値の設定にあたっては、国の目標値を踏まえた目標設定とします。国の目標では、令和4年度を基準に設定しているため、本計画においても数値の基準年を令和4年度にすることとします。本計画の目標、目標達成した場合のごみ排出量推計値、目標達成した場合の1人1日当たりのごみ排出量推計値を表2-31、表2-32、表2-33に示します。

表2-31 本計画の目標

指 標	実績		目標値	
	R4年度	R6年度	R12年度	R17年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	484g/人日	468g/人日	437g/人日	414g/人日
事業系ごみの排出量	4,501 t	4,429t	3,797t	3,667 t
リサイクル率	28.3%	25.8%	29.8%	30.3%
1人1日当たりごみ焼却量	570g/人日	551g/人日	508g/人日	484g/人日
最終処分率	2.2%	3.8%	3.0%	3.0%

- ・ **1人1日当たりの家庭系ごみ排出量**：本市では国の目標値である478gはすでに達成している状況です。引き続きごみ減量に向けた取組を行うこととし、令和4年度比で令和12年度に9.7%の削減、令和17年度に向けてさらなるごみ減量に向けた取組を行っていくこととし、414g/人日を目指すものとします。
- ・ **事業系ごみの排出量**：引き続きごみ減量に向け、事業者へ啓発チラシの配布、草や枝の堆肥化や展開検査による産業廃棄物の混入の指導の取組を行うことに加え、紙ごみの資源化を推進することで、令和4年度比で令和12年度に15.6%の削減、令和17年度に向けてさらなるごみ減量に向けた取組を行っていくことで、3,667 tを目指すものとします。
- ・ **リサイクル率**：使い捨てプラスチックの削減推進や資源物の軽量化の推進によって収集量の増加による向上は難しいですが、雑紙の資源化、焼却灰のセメント原料化を推進することで令和4年度比で令和17年度に2.0%引き上げ、30.3%を目指すものとします。
- ・ **1人1日当たりごみ焼却量**：本市では国の目標値である580g/人日はすでに達成している状況です。ごみ減量化を目指すとともに、ごみ焼却量の削減に努めることで、令和4年度比で令和17年度に15%削減し、484g/人日を目指すものとします。
- ・ **最終処分率**：粗大ごみのリユースを推進することで、令和12年度・令和17年度とも、3.0%を目指すものとします。

表2-32 目標達成した場合のごみ排出量推計値

区 分	単位	R6年度 実績	R12年度推計 (中間年度)	R17年度推計 (最終年度)
計画収集人口	人	99,821	95,497	92,305
生活系ごみ排出量	t	21,381	19,631	18,200
燃やせるごみ	t	14,438	12,680	11,511
燃やさないごみ	t	1,232	1,255	1,216
粗大ごみ	t	1,297	1,220	1,182
蛍光管類	t	1	1	1
発火性危険物	t	34	38	37
資源物	t	4,346	4,406	4,223
資源プラスチック	t	1,311	1,320	1,265
資源カン・ビン	t	731	753	722
資源ペットボトル	t	355	341	327
資源紙	t	1,680	1,721	1,650
資源布	t	269	271	259
取扱困難物	t	33	31	30
家庭系ごみ排出量	t	17,035	15,225	13,977
事業系ごみ排出量	t	4,429	3,797	3,667
ごみ総排出量	t	25,810	23,428	21,867

表2-33 目標達成した場合の1人1日当たりのごみ排出量推計値

区 分	単位	R6年度 実績	R12年度推計 (中間年度)	R17年度推計 (最終年度)
1人1日当たりの排出量	g/人・日	708	672	647
1人1日当たりの生活系 排出量	g/人・日	587	563	539
1人1日当たりの家庭系 排出量	g/人・日	468	437	414

## 【 施策の体系 】

基本理念：「みんながつながる・みんなでつなげる循環型社会」

基本方針1：ごみの減量化と資源化の推進

《重点的に取り組む項目》

- ① 家庭系ごみの発生抑制及び減量化の推進
- ② 事業系ごみの適正排出及び減量化の推進
- ③ 市民による減量化及び資源化の取組への支援
- ④ 費用対効果及び環境負荷を勘案した処理システムの検討

基本方針2：市民・事業者・行政の連携による取組の推進

《重点的に取り組む項目》

- ① 市民参加の推進
- ② 不法投棄及び資源持ち去り対策
- ③ 適正処理困難物の処理
- ④ 地域団体及び事業者との連携による4Rの取組
- ⑤ リユース事業の推進

基本方針3：ごみの減量に関する環境教育・啓発活動の充実

《重点的に取り組む項目》

- ① 情報発信の強化による意識啓発の推進
- ② 環境教育の推進
- ③ リサイクル講座、ごみに関する懇談会の開催
- ④ イベントやキャンペーンでの啓発の充実
- ⑤ 環境配慮商品選択の推進
- ⑥ 転入者等への啓発

基本方針4：適正処理の推進と不適正処理対策の強化

《重点的に取り組む項目》

- ① 収集・運搬システムの見直し
- ② 安全で適正な施設管理
- ③ 広域処理の検討
- ④ プラスチック製品も含めた一括回収の検討
- ⑤ リチウムイオン電池等の収集

## 第8節 重点的に取り組む基本方針

基本方針1～4のうち、優先順位を踏まえて、特に重点的に取り組むべき2つの基本方針の詳細を以下に示します。

### (1) 【基本方針2】 市民・事業者・行政の連携による取組の推進

#### ① 市民参加の推進

市民、事業者の代表により構成される廃棄物減量等推進審議会に対して、ごみ処理に係る情報及び課題等を提示し、審議における意見及び提言をごみ処理行政に反映させます。

#### ② 不法投棄及び資源持ち去り対策

不法投棄や集積所に排出された資源紙などの資源の持ち去りについて、市民や事業者からの情報提供などの連携を強化し、対応します。

#### ③ 適正処理困難物の処理

本市が処理することのできない適正処理困難物について、処理可能な事業者との連携を図りながら対応します。

#### ④ 地域団体及び事業者との連携による4Rの取組

区・自治会やNPO等の地域団体が主催する4Rの取組に対して、必要な支援を行います。また、エコショップ認定制度の登録店と連携し、4Rの取組を進めます。

#### ⑤ リユース事業の推進

ごみの排出抑制には不用品を交換したり、再使用したりするなど、生活様式の改善が必要です。清掃センターでは、粗大ごみのリユース品の販売事業や子育て世帯への無償譲渡を行っており、事業サービスを充実させることでリユースの推進を図ります。

関連する  
SDGs



(2) 【基本方針3】 **ごみの減量に関する環境教育・啓発活動の充実**① **情報発信の強化による意識啓発の推進**

広報紙、ホームページ等を通じて、ごみの現状に関する情報発信を図るとともに、ごみの発生抑制及び減量化、並びに環境に配慮したライフスタイルに関する啓発を行います。

また、収集日のお知らせ、分別区分の検索、適正処理困難物の処理業者の紹介などが円滑に行えるシステムの構築を検討します。

② **環境教育の推進**

次の世代を担う子供たちを対象に環境教育プログラムを実施するとともに、職員出前講座を通じて様々な世代に対する環境教育を実施します。今後も環境のことを考え行動する力を育むことを目指し、乳幼児期から始め学習時期に応じ、環境教育の更なる充実を図るため、各学校でのエコ活動の実施を促します。

③ **リサイクル講座、ごみに関する懇談会の開催**

「環境学館いずみ」において、廃食油を使った石けん作りなどのリサイクル講座を開催するとともに、市民や事業者に対する懇談会を実施し、ごみ分別・減量・リサイクルに関する相互理解を深めます。

④ **イベントやキャンペーンでの啓発の充実**

各種イベントにおいて、ごみの発生抑制及び減量化に関する啓発活動を行います。

⑤ **環境配慮商品選択の推進**

商品を購入する際には環境に配慮して製造された商品や、長く使用できる商品を選択するように市民及び事業者へ普及啓発します。また、本市においては共通の事務用品について環境に配慮して製造された商品を購入しており、今後も継続して環境に配慮して製造された商品の購入を推進します。

⑥ **転入者等への啓発**

転入者等に対するごみの出し方等の説明を今後も継続して行い、適切なおみ分別を推進します。また、賃貸住宅居住者に対しては市役所窓口での指導を徹底するとともに、入居時等において、不動産業者や管理業者などを通じて分別の指導を行います。外国籍の方に対しては、外国語版簡易マニュアル等、多言語に対応したマニュアルの配布・指導により分別の徹底を推進します。

関連する  
SDGs



## 第9節 市民・事業者・行政の役割

市民、事業者及び行政が重点的に取り組むべき項目を、基本方針に従い主体別に整理しました。

### 市民が取り組むべき項目

#### 【基本方針1】：ごみの減量化と資源化の推進

- ・ 不要な包装の辞退
- ・ マイバッグの活用
- ・ リユース品の積極的な使用
- ・ 詰め替えや繰り返し使用できる製品の購入
- ・ 食品ロスや生ごみの減量
- ・ 生ごみの堆肥化
- ・ ごみと資源物の分別排出の徹底

#### 【基本方針2】：市民・事業者・行政の連携による取組の推進

- ・ 「ものを大切にできる意識の促進」などのライフスタイルの見直し
- ・ 地域での取組への参加
- ・ フリーマーケットやリサイクルショップの積極的な活用
- ・ 家庭ごみ集積所の適切な管理

#### 【基本方針3】：ごみの減量に関する環境教育・啓発活動の充実

- ・ 環境に配慮して製造された商品の積極的な購入

#### 【基本方針4】：適正処理の推進と不適正処理対策の強化

- ・ 発火性危険物（リチウムイオン電池等）の分別排出の徹底

**事業者が取り組むべき項目****【基本方針1】：ごみの減量化と資源化の推進**

- ・ 簡易包装の実施
- ・ レジ袋削減
- ・ 環境配慮商品の販売
- ・ 店頭回収の実施
- ・ 食品廃棄物の再資源化促進

**【基本方針2】：市民・事業者・行政の連携による取組の推進**

- ・ 食品ロス削減のための取組（てまえどりの推進）
- ・ エコショップ認定制度など市の施策への協力
- ・ 業界団体等を通じた情報共有と共同取組
- ・ CSR（企業の社会的責任）の一環としての環境活動

**【基本方針3】：ごみの減量に関する環境教育・啓発活動の充実**

- ・ 従業員への環境教育の啓発
- ・ 環境目標の設定とPDCAサイクルの導入
- ・ 消費者向けの環境配慮商品・サービスの提供
- ・ 店舗や製品における啓発表示
- ・ 地域イベント等での環境ブース出展

**【基本方針4】：適正処理の推進と不適正処理対策の強化**

- ・ 廃棄物処理法及び各種リサイクル法の遵守
- ・ ごみ(産業廃棄物・一般廃棄物)と資源物の適正排出
- ・ 廃棄物の適正管理と委託先の確認
- ・ 社内での責任者配置
- ・ 違反事例の把握と再発防止

## 市(行政)が取り組むべき項目

### 【基本方針1】：ごみの減量化と資源化の推進

- ・ 生ごみの減量対策の推進
- ・ 事業系ごみの排出抑制の働きかけ
- ・ リユースの推進
- ・ 生活系ごみの分別徹底とリサイクル強化
- ・ プラスチック資源循環の推進

### 【基本方針2】：市民・事業者・行政の連携による取組の推進

- ・ 地域団体との協働による清掃活動の推進
- ・ 事業者との協定による廃棄物削減の取組
- ・ 広報媒体を通じた双方向の情報共有
- ・ 学校との連携による活動の展開
- ・ エコショップ認定制度の登録店舗数の更なる拡大
- ・ イベント等におけるリユース品の販売の積極的な実施

### 【基本方針3】：ごみの減量に関する環境教育・啓発活動の充実

- ・ 小中学校での環境学習プログラムの活用促進
- ・ 市民向け環境講座の開催
- ・ 出前講座・出前授業の推進
- ・ 啓発資材の配布・公開
- ・ 市民参加型キャンペーンの実施
- ・ 外国籍の方にわかりやすいごみのマニュアルやカレンダーの作成

### 【基本方針4】：適正処理の推進と不適正処理対策の強化

- ・ 適正な排出ルールの周知徹底
- ・ 家庭ごみ集積所の適正管理の支援
- ・ 処理施設の適正な維持管理
- ・ 不法投棄監視体制の強化
- ・ 違反者への指導・是正措置の徹底

## 第10節 収集運搬計画

### （1）収集運搬品目・収集日の見直し

生活系ごみの収集・運搬については、委託及び一部戸別収集により実施しています。また、市民の利便性向上のため集積所等での収集・運搬品目及び収集日の見直しを行います。

なお、本市で取り扱う事業系ごみについては、事業系一般廃棄物としているため、法令に基づく区分に応じて適正な収集・運搬を行う必要があります。

### （2）ごみ処理委託業者への指導・啓発

本市が委託してごみを収集する業者及び許可業者に対して指導・啓発を行い、適正な収集を推進します。



写真：収集運搬の様子

## 第11節 中間処理計画

本市の中間処理施設は、いずれの施設も稼働から年数が経過しており、施設の全体的な設備の損傷及び経年劣化に伴う老朽化が進行しています。ごみ処理施設が停止することは市民の生活に大きな影響を与えることから、定期的な点検及び計画的な修繕等を実施し、安全かつ適正な運転に努めます。一方、安全で適正な廃棄物の処理、施設の整備や維持管理経費の削減などの観点から、早急にごみ処理の広域化も視野に入れた検討を進めます。

### （1）焼却処理

西清掃センター焼却施設は、平成26年度から平成28年度にかけて基幹的設備改良工事を実施し、工事完了後おおむね15年間の焼却施設の延命を図りました。今後も安全で適正な運転管理に努めるとともに、効率的な施設の運転・運用を図ります。

### （2）破碎処理

粗大ごみ及び燃やさないごみについては、東清掃センター粗大ごみ処理施設において破碎・選別し、資源物（資源化）・可燃残渣（焼却）・不燃残渣（埋立）として適正に処理します。

### （3）一時保管

東清掃センター内のストックヤードにおいて、資源プラスチック、資源カン、資源ビン、資源ペットボトル、資源紙、資源布、蛍光管類、発火性危険物及び取扱困難物を収集後一時保管し、その後業者委託により選別を行い資源化及び再生利用を推進します。また、粗大ごみ等で搬入されたもののうち、リユース可能なものについては、リユース家具として有償譲渡、子育て用品については無償譲渡を行います。



写真：西清掃センター東門より

## 第12節 最終処分計画

### （1）延命化対策

サツキクリーンセンターについては、焼却灰をセメント原料にリサイクルするなどの取組により埋立量が減少し、現在埋立期間を令和14年5月まで延長して対応しています。

今後は、埋立に関する諸計画の見直しを検討するとともに、施設の有効活用方策の検討を早急に進めます。

### （2）最終処分の適正な維持管理

放流水の水質管理を徹底します。



出典) Google Earth

### 第13節 その他ごみ処理に関する対策

#### （1）不法投棄対策

本市では現在、不法投棄防止とその啓発を図るため、不法投棄禁止看板の配布及び監視カメラによる監視情報の収集や業務委託による監視パトロールを実施しています。地域の自治会等と一体となった普及啓発を行い、地域のボランティアに対しごみ袋の配布や回収ごみの処理協力を促進し、今後も分別区分の徹底を進めるとともに、定期的に不法投棄パトロールの市内巡回を実施し、不法投棄の防止・発見・回収を行っていきます。

不法投棄が発見された場合は警察等との連携により適正処理を行うとともに、頻繁に不法投棄が発見される場所については、その土地の管理者に監視カメラの設置等の未然防止対策の助言や、不法投棄されない適正管理された状態を保つことなどを指導します。

#### （2）環境美化

本市では、市内 154 か所に住民の自治組織として、区・自治会が設置され、住みよい地域づくりを目指して、地域の美化活動、防災・防犯活動、各種スポーツ行事等を市と協力して実施しています。

今後も、快適で住みよい環境づくりのため、利用者による地域内の清掃活動や家庭ごみ集積所の清掃等の管理が適正に行われるよう支援します。



出典) 坂戸市 HP

## コラム リユースを活用しましょう！

### ① リユース家具

粗大ごみとして収集した家具の中から、状態が良い家具をリユース家具として、東清掃センターで展示販売しています。環境学館いずみのイベント「いずみDAY」や、東坂戸団地内のふれあいスペース内で出張販売もしています。

### ② 子ども用品

家庭で不要となった子ども用品を引き取り、子育て世帯に活用していただくためのリユース事業を西清掃センターで行っています。無料でお渡ししているため、子育てしやすい街としてのイメージアップにつながっています。



## コラム 雑がみをきちんと分別しましょう！

雑がみは分別すると資源になります。燃やせるごみの中には、多くの雑がみが含まれています。紙袋、封筒、ティッシュの空箱なども雑がみです。

雑がみを分別することで、燃やせるごみを減らし、資源紙としてリサイクルを進めましょう。

対象となる主なもの			
・包装紙、お菓子や食品の箱、名刺、コピー用紙などが該当します。			
紙袋	はがき	封筒	ティッシュの空箱
 <p>防水加工していないもの。 紙製でない部分は取る。</p>	 <p>圧着はがき、粘着物がついているものは除く。</p>	 <p>窓付き封筒のフィルム、のりしろ部分の粘着物は取り除く。</p>	
パンフレット	値札・タグ（紙製）	投げ込みチラシ	ビニールは取る
			